

南桜の丘

町田市立小山田南小学校
学校だより
2024年5月31日 第3号

小山田南小学校「いじめをなくそうプロジェクト」始動！

校長 望月 伸司

小山田南小学校では、5月の全校朝会で、全教員と児童で「いじめは決して許されない」ということを確認しました。いじめは、重大な人権侵害であり、児童の心や体を傷つけ、安心・安全な学校生活を送ることを妨げるものです。安心・安全が感じられなければ、「やってみよう！」とチャレンジすることもできません。

5月29日(水)の朝、代表委員会の子供たちが「いじめをなくそうプロジェクト」スタッフとして、朝の時間に各学級を回り、いじめをなくそう宣言をしました。

全教室に掲示したポスター

代表委員児童のみんなが考えた「いじめをなくそう宣言」

今日は、いじめをなくそうプロジェクトの活動で話をしに来ました。
いじめられるのはだれもがいやだと思うし、やっている人にとってもよくないことです。
わたしたちはいじめをぜったいなくしたいと思っています。
相手が、「いやだな」「つらいな」と感じているのにそれをやめなければいじめです。
この、いじめのポスターを教室の見えるところにはってください。お願いします。
いじめだと思ったら、先生や親、まわりの友達に必ず相談してください。
わたしたちはいじめをゆるしたくありません。
もしも、自分のしていることが「いじめかもしれない」と思う人は今すぐやめてください。

みんなていじめをゆるさない学校をつくらう！
あいてが、
「いやだな」「つらいな」
とかんじているのに、それを
やめなければいじめです。
2024小山田南小 いじめをなくそうプロジェクト

いじめは、法律上「児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

学校では、「いじめ」とひとくくりになされがちですが、相手に重大な被害を与えるようなケースは、場合によっては「暴行」「傷害」「強要」「恐喝」「脅迫」「器物損壊」などの犯罪行為として取り扱われることもあります。学校内だけで対応が困難な場合には、関係諸機関と連携して対応する場合があります。また、他害行為があり必要な場合には、当該児童保護者に見守りを要請する場合がございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

「いじめ防止対策推進法」をもとに、児童、学校、保護者の責任を整理すると下記ようになります。

児童の責任	学校の責任	保護者の責任
 <p>いじめを してはいけません。</p>	 <p>いじめの防止と発見につとめる。 「いじめ」があったら</p> <ul style="list-style-type: none">・すぐに調べる・指導してやめさせる・いじめを受けている子を必ず守る。	 <p>子供の教育の第一責任者です。 わが子がいじめをしないように教育し、指導する責任があります</p>

学校と家庭で同じ物ものさしをもって「してはいけない行為、許されない行為」について、しっかりと指導し、子供たちが安心して過ごし、挑戦できる環境をつくっていきましょう。

学校と家庭の共通指導事項

- ・暴力は、どんな理由があろうとも絶対に許されない
- ・言葉の暴力（悪口や脅し文句、嫌なこと）も、相手の心を深く傷つける行為であり、いじめであり許されない

2024年度 小山田南小学校
学校いじめ防止基本方針

